

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 鳥取県身体障害者更生指導所入所生の募集  
種畜の廃用
- 鳥取県立農業講習所講習生募集要項
- 鳥取県立経営伝習農場生徒募集要項
- ◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示  
第十三号の一部改正
- ◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を  
改正する規則
- 職務の等級の分類の基準に関する規則の  
一部を改正する規則
- 許可、認可、免許及び登録等の事務の標準  
処理期限の全部改正
- ◇内訓甲

## 告示

### 鳥取県告示第四十九号

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月

鳥取県規則第五十六号）第十条の規定により、昭和三十  
八年度鳥取県身体障害者更生指導所入所生の募集につい  
て、次のとおり告示する。

昭和三十八年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 入所期日 昭和三十八年四月十日
- 二 募集人員 二十五名

機能回復訓練 七名

職業・訓練 一八名

（ラヂオテレビ科、孔版タイプ科洋裁  
科、編物料）

### 備考

出願期日及び手続入所

希望者は、昭和三十八年二月二十五日までに、入  
所願に健康診断書を添えて、管轄の福祉事務所長  
に提出すること。

なお、詳細については、町村役場、福祉事務所又  
は身体障害者更生指導所に問い合わせること。

(第3種郵便物) 認

(第3種郵便物) 認

(第3種郵便物) 認

鳥取県告示第五十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八  
条第一項の規定により、次の種畜が賤用された旨通報が  
あつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名号	種類	飼養者の住所及び氏名
昭三七鳥取一 第六〇号	第十五 栄光	黒毛 和種	東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試験場
"	第五九号	光龍	"
"	第六一号	花若	"

鳥取県告示第五十一号

鳥取県立農業講習所規程（昭和二十四年三月鳥取県規  
則第二十五号）第六条及び第十二条の規程に基づき、昭  
和三十八年度鳥取県立農業講習所講習生募集要項を次の  
ように定める。

- 1 期日 昭和三十八年三月十九日 午前九時
- 2 場所 鳥取市吉成 鳥取県立農業講習所

昭和三十八年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十八年度鳥取県立農業講習所講習生  
募集要項

- 一 講習生募集の目的  
農業改良普及事業に従事する農業改良普及員及びその  
他農業技術指導者の養成
- 二 修業年限  
二年
- 三 講習の場所  
鳥取市吉成 鳥取県立農業講習所
- 四 入所受験資格  
新制高等学校又はこれに準ずる（農林大臣の指定する。）  
教育機関の卒業生及び昭和三十八年三月末までの卒業  
見込者
- 五 募集人員  
十五人以内
- 六 入所試験期日及び場所

則第二十五号）第六条及び第十二条の規程に基づき、昭  
和三十八年度鳥取県立農業講習所講習生募集要項を次の  
ように定める。

- 1 期日 昭和三十八年三月十九日 午前九時
- 2 場所 鳥取市吉成 鳥取県立農業講習所

1 入所試験の方法

- 1 学科試験
  - イ 数学、数学一、数学二、数学三の三科目から一  
科目を選択する。
  - ロ 理科、物理、化学、生物、地学の四科目中から  
新制高等学校の農業科卒業生（卒業見込も含む。）  
は一科目その他の者は二科目を選択する。
  - ハ 農業一般 新制高等学校の農業科卒業生（卒業  
見込も含む。）に受験させる。
  - ニ 国語
- 2 面接試験
- 1 出願手続及び受付期間

入所希望者は、次の書類各一通を鳥取市吉成 農業  
講習所あて提出すること。  
イ 入所願書（別に定める用紙）

五 募集人員

十五人以内

- ロ 学校成績証明書（別に定める用紙に在学期間中  
各学年毎の成績を記入し、学校長が封印したも  
の。）
- ハ 身体検査証
- 2 受付期間  
昭和三十八年二月十五日から昭和三十八年三月十六  
日（郵送の場合は、当日到着のものに限り有効とす  
る。）まで
- 九 合格者発表  
昭和三十八年三月二十三日農業講習所前に掲示するほ  
か、合格者に通知する。
- 十 その他

入所に関する問い合わせ又は出願用紙、学校成績証明書  
用紙の請求は、鳥取市吉成 鳥取県立農業講習所（電  
話鳥取四、七七九番）にすること。  
郵便による場合は、あて先明記し、郵便切手（十円）  
を貼付した返信用封筒を同封すること。

鳥取県告示第五十二号

鳥取県立経営伝習農場規程（昭和二十四年八月鳥取県規則第八十六号）第九条の規定に基づき、昭和三十八年度鳥取県立経営伝習農場生徒募集要項を次のように定める。

昭和三十八年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十八年度鳥取県立経営伝習農場生徒募集要項

一 募集方針

農業基本法の趣旨に沿って近代的な農村建設を推進するのに必要な科学的、合理的な農業技術及び知識を修得しようとする志す農村青少年を広く募集する。

二 募集人員

本科生 二〇名

三 修業年限

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月までの一年間

四 応募資格

合格者発表

昭和三十八年三月二十五日鳥取県立経営伝習農場に掲示するとす。

三 修業年限

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月までの一年間

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号  
昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号  
（道路の交通に関する規制）の一部を次のように改正し、  
昭和三十年二月十五日から施行する。

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

七 照会先

詳細は、左記に照会してください。

鳥取県立経営伝習農場

鳥取県農林部農政企画課、各地方農林振興局振興課並びに各農業改良普及所

3 速度制限の表中

県道若桜用瀬線 八頭郡家町大字米岡五九六の七番地地先から同地内五七九番地地先までの間	一、二〇〇メートル	二五キロメートル	を
県道若桜用瀬線 八頭郡家町大字米岡五八〇番地地先から同地内五九六の八番地地先までの間	三三〇メートル	三〇キロメートル	に、
二級国道岡山鳥取線 八頭郡河原町大字河原七五の一番地地先から同町渡一木一、〇三八番地地先までの間	六七八メートル	三〇キロメートル	を

新制中学校卒業生（卒業見込を含む。）

五 応募方法

出身学校長の推せん書、本人の願書、履歴書、戸籍抄本、身体検査書、成績証明書及び農業経営概況調書に写真（名刺判二枚）を添えて鳥取県立経営伝習農場へ申込むこと。

願書、履歴書、推せん書の用紙は、鳥取県立経営伝習農場、鳥取県農政企画課、各地方農林振興局並びに各農業改良普及所にある。

六 試験方法

願書締切日 昭和三十八年三月十九日（十九日付消印のあるものは有効）

試験日 昭和三十八年三月二十三日 午前九時半から

試験場所

鳥取、米子各公共職業安定所及び鳥取県立経営伝習農場受験場所は、希望の場所を選んで願書に記入する。

試験科目

国語、社会、数学、農業で新制中学

公安委員会告示

取県立経営伝習農場受験場所は、希望の場所を選んで願書に記入する。

7 改める。  
警笛吹鳴の表中

八頭郡郡家町大字郡家一九二番地地先	郡家町役場横
八頭郡郡家町大字宮谷字上細田二二二の二番地地先	
八頭郡八東町大字北山六七の二番地地先	郡宮栄治方前

岩美郡岩美町大字浦富一、四五八の四番地地先  
 八頭郡郡家町大字郡家一九二番地地先  
 八頭郡郡家町大字郡家一九二番地地先

八頭郡郡家町大字郡家一九二番地地先  
 郡家町役場横

改める。

8 横断歩道設置場所の表中

四二五番地地先	を
四二五番地地先	を
東伯郡大栄町大字大谷三五一番地地先	に
三五七番地地先	に
八頭郡船岡町大字船岡三二番地地先	を
八頭郡船岡町大字船岡三二番地地先	を
五八九番地地先	に

を

に

を

に

を

に

を

改める。

5 一時停止の表中

二級国道岡山鳥取線 八頭郡河原町大字河原七五の一番地地先から同町渡一木二六五の一番地地先までの間	九四〇メートル	三〇キロメートル
二級国道岡山鳥取線 八頭郡河原町大字渡一木一〇八番地地先から同地内二六五の一番地地先までの間	二六六メートル	三〇キロメートル
県道上齊原用瀬線 八頭郡佐治村大字加瀬木一、二番地地先から同地内二、二四一番地地先までの間	六五〇メートル	三〇キロメートル
県道上齊原用瀬線 八頭郡佐治村大字加瀬木一、二番地地先から同地内二、二四一番地地先までの間	六五〇メートル	三〇キロメートル

岩美郡岩美町大字浦富一、五四九番地地先  
 岩美郡岩美町大字浦富七一一の二番地地先  
 岩美郡岩美町大字浦富一、四五八の四番地地先  
 八頭郡郡家町大字郡家一九二番地地先

を に を に を に

ルイテル教会前

島村商店横

島村商店横

日ノ丸バス岩美営業所横

カドヤ電器店横

郡家町役場横

郡家町役場横

鳥取市元大工町四六番地地先	一	ルイテル教会前
鳥取市田島二六一番地地先	一	城北小学校前
鳥取市卯垣一五三番地地先	一	広田敏男方前
鳥取市卯垣一七七番地地先	一	沢タクシイ緑町営業所前

改める。

9 警備吹鳴区間の表の次に次の表を加える。  
10 徐行場所

場	所	備考
一級国道二十九号線 岩美郡津ノ井村大字杉崎五五九番地地先から同地内六〇一番地地先まで一七五メートルの間		ただし、郡家方面に進行する場合のみ
一級国道九号線 鳥取市田島三一四番地地先から同地内三二六番地地先まで五〇メートルの間		

### 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年二月十五日  
鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

### 鳥取県人事委員会規則第三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正す

る。  
第四条第三項第六号中「養老院」を「母来寮」に改める。  
をここに公布する。

養老院	院長	次長	〃	〃	〃	を
-----	----	----	---	---	---	---

をここに公布する。

昭和三十八年二月十五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

### 改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正す

る。  
第四条第三項第六号中「養老院」を「母来寮」に改める。  
附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年二月一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年二月十五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

### 鳥取県人事委員会規則第四号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

養老院	院長	次長	〃	〃	〃	を
母来寮	寮長	次長	〃	〃	〃	を
養老院				看護婦		を
母来寮				看護婦		を

改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年二月一日から適用する。

### 内 訓 甲

内訓甲第四号

本庁内部部局  
甲類附属機関  
地方機関

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
公衆浴場の営業許可	旅館の営業許可	仮設興行場の営業許可	興行場の営業許可	ドライクリーニング師の免許	飲食店の営業許可	理容師及び美容師の免許	栄養士の免許	調理帳の免許	保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦及び看護人の免許	歯科衛生士の免許	診療エックス線技師の免許	施術者の免許	病院、診療所又は助産所開設許可	病院、診療所又は助産所の開設許可事項の一部変更	行政書士の登録	行政書士の登録
公衆浴場法	旅館業法	"	興行場法	クリーニング業法	食品衛生法	理容師法、美容師法	栄養士法	調理士法	保健婦、助産婦、看護婦法	歯科衛生士法	診療エックス線技師法	あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法	医療法施行規則	"	医療法	行政書士法
一六	一六	一五	一七	一三	二〇	一三	一五	一三	一四	一四	一四	一四	一三	二〇	二〇	七
〇〇	〇〇	〇五	〇一	〇七	〇四	〇七	〇七	〇七	〇六	〇六	〇六	〇六	〇五	〇〇	〇〇	〇
六	六	六	六	六	六	八	六	八	八	八	八	八	七	一〇	一〇	七
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	衛生課	保健所	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	保健所	衛生課

9 8  
 宗教法人の規則の変更及び解散の認証  
 恩給組合規約の変更許可

町村職員恩給組合法

七四〇

七四〇

地方課

11 10  
 行政書士の登録  
 病院の施設の使用許可

行政書士法  
 至寮法

七

七

地方課

9	8	7	6	5	4	3	2	1	号番理整
恩給組合規約の変更許可	宗教法人の規則の変更及び解散の認証	宗教法人設立のための規則の認証	教育職員免許法	教育職員免許法	教育職員免許法	宗教法人法	宗教法人法	宗教法人法	町村職員恩給組合法
町村職員恩給組合法	"	"	宗教法人法	教育職員免許法	教育職員免許法	宗教法人法	宗教法人法	宗教法人法	町村職員恩給組合法
七	一四	二〇	一四	一四	一三	二〇	一五	二〇	二〇
七	一四	二〇	一四	一四	一三	二〇	一五	二〇	二〇
七	一四	二〇	一四	一四	一三	二〇	一五	二〇	二〇
地方課	"	"	広報文書課	総務管財課	"	"	"	広報文書課	觀光課

許可、認可、免許及び登録等の事務の標準処理期限  
 (昭和三十六年五月内訓甲第一号)の全部を次のように  
 改正し、昭和三十八年二月十五日から施行する。

昭和三十八年二月十五日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗



(第3種郵便物可認)

79	道路の継続占用許可	"	"	七	七	"	"	都市計画課
80	道路の掘さく許可	"	"	一三	七	"	"	道路課
81	沿道工作物許可	"	"	一〇	六	"	"	道路課
82	河川の占用許可(主管者の協議を要するものを除く)及び河川堤防の占有許可	河川法	"	二〇	四	一〇	"	河港課
83	宅地建物取引業者の登録	宅地建物取引業法	"	五	五	五	広報文書課	建築課
84	二級建築士の免許	建築士法	"	五	五	"	"	"
85	遊興飲食税の特別徴収義務者の登録	地方税法	"	七	七	"	県税事務所	県税事務所
86	娯楽施設利用税の特別徴収義務者の登録	"	"	七	七	"	"	"

備考

一 標準処理期限とは申請書又は願書を受付課(所)において受け付けた日から当該文書処理して発送する日までの日数をいう。

二 標準処理期限が四日以内のもので、その間に休日を含む場合は、その日数だけ期限を延長する。

(第3種郵便物可認)

(第3種郵便物可認)

78	鳥獸の捕獲許可(保護鳥を除く。)	"	"	五	五	"	"	"
77	" 飼養許可	"	"	五	五	"	"	"
66	森林組合の設立及び合併認可	森林法	"	二〇	五	二〇	広報文書課	林務課
65	森林組合の定款変更認可	"	"	一〇	一〇	二〇	農林振興局	農林振興局
67	立木の伐採許可	"	"	三〇	三〇	三〇	"	"
68	漁業の許可	漁業法、海面漁業調整規則、漁業法、内水面漁業調整規則、小型底曳網漁業調整規則	"	三〇	三〇	三〇	広報文書課	水産課
69	漁業協同組合の設立、定款変更、合併及び解散の認可	水産業協同組合法	"	六〇	六〇	六〇	"	"
70	漁船の登録(変更を含む。)及び謄本交付	漁船法	"	二〇	二〇	二〇	"	"
71	" 建造、改造及び転用の許可	"	"	一〇	一〇	一〇	"	"
72	建設業者の登録	建設業法	"	一一	一一	一一	七 土木出張所	管理課
73	国有土地水面の使用及び産物採取の許可	国有財産使用及び産物採取規則	"	一一	一一	一一	六 広報文書課	"
74	公有水面の埋立しゅん工認可	公有水面埋立法	"	一〇	一〇	一〇	"	"
75	公有水面埋立の免許	"	"	一〇	一〇	一〇	一〇 土木出張所	"
76	屋外広告物の設置変更及び継続の許可	屋外広告物条例	"	一七	一七	一七	"	都市計画課
77	道路の一時占用許可	道路法	"	一三	一三	一三	"	道路課
78	屋外広告物の設置変更及び継続の許可	屋外広告物条例	"	一七	一七	一七	"	土木出張所